

札幌市営住宅退去滞納者の市営住宅使用料等収納事務に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 3 年 10 月 11 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部署 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市都市局市街地整備部住宅課管理係（調整担当） 電話 011-211-2806
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達する役務の名称  
札幌市営住宅退去滞納者の市営住宅使用料等収納事務
  - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。  
※入札説明書は上記 1 の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページ (<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/>) から入手可能とする。
  - (3) 履行期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
  - (4) 入札方法 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）により行うため、入札書及び企画書を提出すること。  
本件の入札は、回収金額 1 円あたりの受託額（以下「受託額」という。）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された受託額に、当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって契約額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する額（小数点第 3 位以下は切り捨てる。）を入札書に記載すること。なお、消費税率が変更となった場合は、入札書に記載された受託額に変更となった消費税率に相当する額を加算した金額をもって契約額とする。
- 3 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 令和元・2・3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）の「その他サービス業」の業種に登録されている法人等であること。なお、入札の参加申込時点で同名簿の同業種に登録のない場合は、競争入札参加資格追加登録申請を不備なく行い、開札日までに登録することが予定されている法人等であること。
  - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている法人等又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている法人等（手続開始の決定後の者は除く。）経営状態が著しく不健全な法人等でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁。）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 4 条に規定する資格を有し、同法第 8 条の規定に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されたもの又は同法第 30 条の 2 に規定する弁護士法人、若しくは、司法書士法（昭和 25 年法第 197 号）第 3 条第 2 項に規定する司法書士又は同法第 29 条第 1 項第 2 号の業務を行うことのできる司法書士法人であること。

#### 4 入札書・企画書の提出場所等

- (1) 入札者・企画書の提出場所 上記 1 に同じ。
- (2) 入札書及び企画書の提出期間  
令和 3 年 11 月 18 日（木）から令和 3 年 11 月 30 日（火）まで（必着）。郵送による提出の場合も同様とする。なお、提出方法等は入札説明書のとおり。
- (3) 開札日時及び場所  
令和 3 年 12 月 1 日（水） 札幌市役所本庁舎  
※時間及び場所については入札者に別途通知するものとする。

#### 5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要  
ただし、札幌市契約規則第 25 条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 入札に要求される事項 この総合評価一般競争入札に参加を希望するものは、封印した入札書、企画書のほか入札参加資格を有することを証する書類を提出期間内に提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 本市が設置する評価委員会が、入札書及び企画書を総合的に評価・採点し、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最も得点の高い提案をした者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。